

意見書案第7号

市議会議員年金制度廃止を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年10月25日提出

議会運営委員会委員長 平野 菅子

市議会議員年金制度廃止を求める意見書（案）

地方議会議員年金制度は昭和 36 年に地方議会議員互助年金法に基づく任意加入の互助年金制度として発足し、昭和 37 年に地方公務員共済組合法に基づく強制加入の年金制度に移行され、現在まで存続している。

この制度では、受給資格は在職 12 年で得られ、65 歳以上の退職議員に死亡するまで年金が給付されるものである。年金受給額の平均は市議会議員で 103 万円（平成 19 年度）であり、その財源として、市議会議員は月額報酬の 16%、期末手当にも 7.5%の掛金が天引きされ、また所属する地方公共団体からもほぼ同額の公費が支出されている。

そんな中、総務省主導による「平成の大合併」で地方公共団体の数が減少するなど掛金を支払う現役議員の総数が減った一方、受給資格者が増加したため、市議会議員年金を管掌する議員共済会の財政は逼迫するようになった。

そのため平成 15 年に、掛金が増額され、それと連動した地方公共団体の公費負担も増加した一方、給付を削減するなどの制度改正が実施された。

しかし、平成 20 年に「平成 24 年度にも地方議会議員年金制度が破綻する」との試算がまとめられたのを受け、平成 21 年春に総務省内に有識者会議が設置され、同年 11 月に年金制度そのものの廃止案を諮問している。

先日、市議会議長会は総務省の見解を受け、地方議会議員年金制度の廃止に向け大きく舵を切ったことが報道された。

よって、これ以上いたずらに時間を費やすことなく、公費の投入及び掛金の負担を直ちに中止されたい。また、廃止の際には、強制を余儀なくされ、長年に渡り高額な掛金を払い続けてきた議員の立場を十分に配慮され、不利な扱いとならないよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 10 月 25 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

} 宛

兵庫県三田市議会